

# 「定款認証手数料の価格検証メカニズムの導入」に関する意見書

2019年（令和元年）10月16日

日本弁護士連合会

規制改革推進会議・行政手続部会の「行政手続コスト削減に向けて（見直し結果と今後の方針）」（平成30年4月24日。令和元年7月29日改定）のうち、定款認証手数料の価格検証メカニズム<sup>1</sup>の導入に関する記載（以下「部会取りまとめ」という。）について、当連合会の意見を述べる。

## 第1 意見の趣旨

公証人の手数料に合理性・相当性が認められるべきことは当然である。しかしながら、定款認証業務の所要時間のみを取り出して手数料の多寡を論ずることは相当でなく、公証制度の重要性、広く国民に公証サービスを提供する必要性及び公証制度を維持するといった観点から、どの程度の定款認証手数料が妥当なのかを総合的に検討すべきである。

## 第2 意見の理由

### 1 部会取りまとめにおける検討内容

部会取りまとめにおいては、公証人の定款認証業務について「定型的な業務が多い」との指摘を前提として、その効率化を進め、定款認証の事務の実態や所要時間について正確に現状把握を行うべきとされている。

### 2 公証制度について

公証人は、国の公務である公証事務を担う実質的意義の公務員であり、公証人が担う公証事務は大きく分けると、公正証書の作成、認証の付与及び確定日付の付与であり、国民の権利義務に関係し、私的紛争の予防の実現を目指す重要な役割を担っている。公証人は、国の公務である公証事務を担う一種の公務員であるが、国から給与や補助金等の金銭的給付を受けず、国が定めた手数料収入によって役場を維持し、役場の賃料、書記の給与、電子公証システムの開発・維持費等一切の費用を賄っており、手数料制の公務員とも言われている。

当連合会としては、定款認証手数料の合理性・相当性を検証するに際しては、

---

<sup>1</sup> なお、部会取りまとめからは、「価格検証メカニズム」がいかなるものであるのか、必ずしも正確に理解することはできない。

公証制度の重要性、広く国民に公証サービスを提供する必要性及び公証制度を維持する等の観点から公証人の手数料を検証する必要があると考える。すなわち、公証人は、遺言公正証書、任意後見契約公正証書、離婚公正証書、保証意思宣明公正証書等の作成をはじめとする公証サービスを、経済的弱者を含め、国民に広く提供する必要があるのであり、このような公証サービスを行っていることを総合的に考慮の上、適正な手数料を検討すべきであると考えます。

### 3 公証人の定款認証における役割

公証人による定款の認証<sup>2</sup>は、定款上に作成者が署名又は記名押印した事実が確実に存在することを公証するとともに、そのような形式的な作成手続の真正を確保することのみならず、実質的に定款の内容を審査し、これを明確化し、もって後日の紛争や不正行為を防止することにある。その意味で、公証人には作成された定款が各種法規制に違反していないものであることを確認するという重要な役割を果たすことが期待されている。

当連合会による2018年1月18日付け「『法人設立手続のオンライン・ワンストップ化』に関する意見書」においても述べたとおり、株式会社であることの信用力を逆用され消費者詐欺犯罪等の犯行ツールとして株式会社が使用されることもある中、公証人は、定款認証の手続において発起人等と直接のやりとりをして、起業の意図等を確認している。また、公証人は、会社の目的等の定款の個別的記載事項や、会社法が許容する多様な機関設計の中で発起人が自らの意図に基づいた機関設計を適切に構築しているか等についても、認証手続の中で確認しており、現に、定款の作成に関して公証人が発起人の相談相手となる場面も拡大している。このように、定款認証は、株式会社等の設立の適正さを担保し、ひいては株式会社等の法人制度の信頼を支えるという重要な機能を果たしている。

そして、上記のとおり、公証人による定款認証業務は、様々な事項の確認や嘱託人による相談等を伴うものである。また、結果的に問題がなかった定款であっても、定款の内容が各種法規制に違反していないか等を確認する作業は、法的専門性の観点から一定の時間と手間をかけて行うことを要する。よって、定款認証業務については、効率性のみを追求することは妥当ではないと思われる。

---

<sup>2</sup> 株式会社以外に定款について公証人の認証を要する旨の規定が置かれている法人は、例えば、一般社団法人、一般財団法人、税理士法人、司法書士法人、行政書士法人、土地家屋調査士法人、社会保険労務士法人、弁護士法人、監査法人、特許業務法人、特定目的会社、相互会社、信用金庫及び信用金庫連合会、金融商品会員制法人等多数にわたる。

#### 4 認証手数料について

上記のとおり、公証人の手数料については、公証制度の重要性、広く国民に公証サービスを提供する必要性、及び公証制度を存続・維持するとの観点から、どのような手数料が合理的かといった検討が不可欠である。加えて、公証人の手数料は、法律専門家の報酬としての側面を有している。専門家の報酬をどのように設定するかについては様々な考えがあり得るが、法律専門家の報酬は、法的専門性に基づく判断の対価であって、作業時間を測定して機械的・形式的に額を定めたり、物の製造等について用いられる原価計算により額を定めることに必ずしも馴染むものではなく、対象となる業務の重要性、当事者の受ける経済的利益、事案の難易度、専門家としての能力を獲得するための時間・労力等の諸要素を総合的に考慮して定めるべきものである<sup>3</sup>。したがって、定款認証業務を単に定型的な業務と捉え、それに見合った手数料を設定するという考え方は妥当ではない。

#### 5 結論

公証人の手数料に合理性・相当性が認められるべきことは当然であり、その一環として、定款認証事務の実態や所要時間といった要素も考慮することに異を唱えるものではない。しかし、定款認証業務の所要時間のみを取り出して、いわば定型業務としての手数料の多寡を論ずることは相当ではないと思われる。むしろ、公証制度の重要性、広く国民に公証サービスを提供する必要性及び公証制度を維持するといった観点から、どの程度の定款認証手数料が妥当なのかを総合的に検討する必要がある。よって、意見の趣旨のとおり意見を述べる。

以上

---

<sup>3</sup> そういった意味では、法律専門家の報酬について、厳格に定量的な説明をすることは困難であると思われる。